

☆石川県における運動部活動の在り方に関する方針（平成30年12月）

3 適切な休養日等の設定（抜粋）

- ・休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
 ・（省略）・ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上の休養日を設定する。
- ・通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

○休養日の日数（平均）	（中学校）	65.6日（H30）	→75.4日（R5）	9.8日増
	（高校）	64.7日（H30）	→75.9日（R5）	11.2日増
○年間52日以上、土日の休養日を設定している部活動数				
	（中学校）	98.4%（H30）	→99.5%（R5）	1.1%増
	（高校）	83.9%（H30）	→98.3%（R5）	14.4%増

☆学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（令和2年9月）

- 改革の方向性→**部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築**
 - ・生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ文化活動を実施できる環境を整備
 - ・部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- 具体的な方策→**休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度から段階的に移行）**
 - ・休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保

☆「**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**」

（令和4年12月）

令和5年度から令和7年度の3年間を**改革推進期間**と位置づけ、公立中学校における休日部活動の地域移行を推進する

☆地域移行に向けた本県の取組

- ・令和3、4年度に**実践研究**、令和5年度から**実証事業**を実施し、学校部活動から**地域クラブ活動への移行**を推進している。**実証事業**に取り組む市町は**増加**
 （【運動部】R5:6市町→**R6:12市町**、【文化部】R5:1市→**R6:2市町**）
- 協議会の開催（年3回開催予定）
 - ・地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備についての**市町全体協議会**
 （期 日）令和6年7月8日（月）
 （参加者）全19市町（教委、文化スポーツ部局）
 県（教委【保健体育課、学校指導課】、スポーツ振興課、文化振興課）
 - ・地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備についての**市町ブロック協議会**
 （期 日）令和6年11月26日（火）：加賀地区、11月29日（金）：能登地区
 （参加者）関係市町（教委、文化スポーツ部局、市町スポーツ協会等）
 県（教委【学校指導課、保健体育課】、スポーツ振興課、文化振興課）
- 県スポーツ・文化担当部局、各スポーツ・文化芸術団体と連携しながら、**市町の取組を伴走支援**していく